

## 2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- 収入未申告の方
- 第3子加算算定児童がいる方
- 支給要件児童と別居している方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- その他、市から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

## 3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

# 児童手当制度 のご案内

児童手当は  
住所地の市区町村に  
申請してね！！



**支給対象が拡充し、  
所得制限が撤廃となりました！**

結城市役所 子ども福祉課  
TEL 0296-34-0427

こども家庭庁・都道府県・市区町村

## ～児童手当について～

### 1. 支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

### 2. 支給額

児童の年齢		児童手当の額
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※ 「第3子以降」とは、大学生に限らず、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童（親等の経済的な負担がある場合に限る）の中で数えます。

### 3. 支給時期

原則として、毎年10月、12月、2月、4月、6月、8月の10日に、前月分までの2ヶ月分の手当を支給します。

※10日が土日祝日にあたる場合は、前平日となります。

### 「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」を利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

児童手当制度では、  
以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
- 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



手続の方法は…

### 1. はじめに行うこと

#### ●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願います。

- ※ 請求者（児童手当受給者になる方）は、父母のうち所得の高い方です。
- ※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの、**父母マイナンバーがわかるもの**など、必要に応じて提出していただく書類があります。



申請は、出生や転入から15日以内に！

### 15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から**15日以内**に、  
現住所の市区町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

### 2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から  
**15日以内**に転入先の市区町村へ申請が必要です！

### 公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。